

10月1日(日)から 育児支援ヘルパー事業が始まります

安定した育児が行われるように、お手伝いが必要な場合に育児支援ヘルパーの派遣を行う「育児支援ヘルパー事業」を開始します。

育児支援ヘルパーは、市が委託した事業者から派遣され、ご自宅へ伺い、育児や家事などの援助を行います。

援助を希望する場合は、子ども家庭支援センター(いきいきプラザ3階)へご相談ください。

対象 同居の家族から育児等の支援が受けられないかたで、次の①～③のいずれかに該当する市内在住者。

援助内容

- ① 母子健康手帳の交付を受けた妊娠中のかた
 - ② 出産の翌日から3か月以内(双子以上を出産した場合は1年以内)のかた
 - ③ ヘルパー派遣が必要と認められるかた
- ※利用にあたっては、市の承認が必要となります。

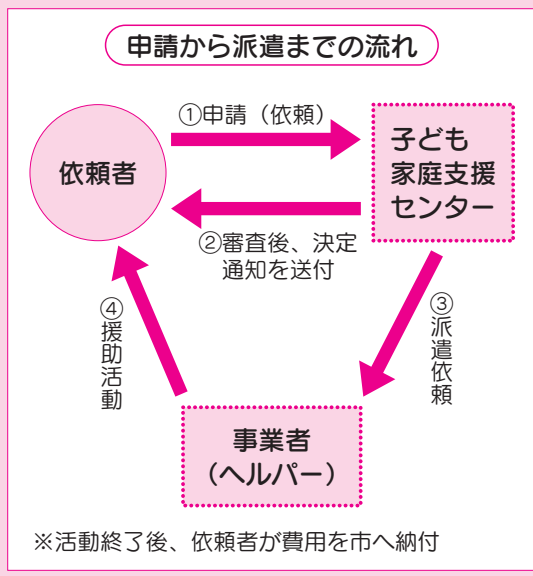
10月1日(日)から 使用料が改正になります

市報4月15日号、5月1日配布の「使用料・手数料改正一覧表」及びホームページ等でお知らせしましたとおり、10月1日(日)から、市の施設使用料が改正になります。

- 市民センター別館
- 集会所
- 憩いの家(夜間集会室)
- 工場アパート
- 産業振興課
- 美住リサイクルショップ(リサイクル活動室)
- 情報センター
- 情報推進課
- スポーツセンター
- 運動公園各施設
- 化成小学校(夜間照明)
- 担当課 市民スポーツ課
- ふるさと歴史館

住居の掃除や整理整頓など
利用日時 月曜日～金曜日
午前9時～午後6時
※祝日・年末年始を除く
利用料 1時間につき1千円
(1時間以上は30分単位も可)

※免除の規定がありますのでご相談ください。
申請から派遣までの流れ
左表のとおり



担当課 ふるさと歴史館
○白州山の家
担当課 社会教育課
○公民館
担当課 各公民館

※公民館の無料団体については、平成19年4月1日から有料となります。

※市が後援する事業・行事については、使用料が免除になります。

※改正後の料金等詳細については、市ホームページの「新着情報」又は各施設の担当課にお問い合わせください。

東村山市乳幼児医療費助成制度(乳医療証)の 所得制限額が変更になります

扶養親族の数	所得制限額
0人	460万円(532万円)
1人	498万円(570万円)
2人	536万円(608万円)
3人	574万円(646万円)

※扶養親族の数が4人以上の場合は1人につき38万円を加算
※()内は厚生年金・共済年金加入者のかた

申請に必要なものを持参のうえ、9月29日(金)までに子育て推進課(いきいきプラザ1階)で申請してください。

対象となるかた 小学校就学前のお子さんをおもちのかたで、前年の所得が左表の所得制限額以下のかた

申請に必要なもの 健康保険証、印鑑

※平成18年1月2日以降に転入されたかたは、前住所地の課税(非課税)証明書が必要で

障害者自立支援法 「地域生活支援事業」 に関する説明会の開催

日時 9月29日(金) 午後7時～8時30分
※受付は午後6時30分から
場所 市民センター別館
内容 10月1日(日)から、一地域生活支援事業として実施する事業についての説明
※申込み不要、直接会場へ問い合わせ 保健福祉部障害支援課

都市計画の案に 関する縦覧

東村山市都市計画生産緑地地区の変更(生産緑地地区の一部削除及び追加)の案に関し、都市計画法第17条による縦覧を行います。

期間 9月15日(金)～29日(金) 午前8時30分～正午・午後1時～5時
※閉庁日を除く
場所 都市計画課(本庁舎4階)

平成18年 事業所・企業統計調査に ご協力ください

平成18年10月1日現在で全国一斉に事業所・企業統計調査を実施します。

この調査は、事業所や企業の実態を明らかにするために行うもので、調査結果は、国や地方公共団体における施策の企画・立案、企業経営や学術研究の資料として利用されます。

9月下旬から調査員が各事業所へ調査票を持って伺いますので、ご協力をお願いいたします。

※調査員は身分証明書を携帯してあります。不審な点等がありましたらお問い合わせください。

問い合わせ 総務部総務課

指定収集袋取扱店 追加募集

募集店舗数 10店舗程度
申込み期間 9月15日(金)～29日(金)

申込み 環境部管理課(秋津町4-17-1秋水園内)で申込み

配布する「東村山市一般廃棄物指定収集袋取扱店申込書」に必要事項を記入し、直接、同課へ持参してください。

※申込書は市のホームページ

国民健康保険 高齢受給者証及び 老人医療受給者証を お持ちのかたへ

10月1日(日)から、国民健康保険制度及び老人保健制度の一部が変更になります。

○自己負担割合の引き上げ
一定以上の所得があるかた(現在2割負担のかた)の自己負担割合が3割になります。

※高齢受給者証をお持ちのかたへ

短期証が 更新となります

国民健康保険短期被保険者証(短期証)は10月に更新となります。新しい短期証が届きましたら、現在お持ちの短期証を郵送してください。

問い合わせ 市民部保険年金課

医療費の自己負担額の割合と1か月の限度額

区分	自己負担額の割合	9月30日まで	
		外来の自己負担限度額(個人ごと)	入院+外来の自己負担限度額(世帯ごと)
一定以上の所得のあるかた	2割	40,200円	72,300円 + (医療費が361,500円を超えた場合は超えた分の1%を加算) ※4回目以降は40,200円
一般		12,000円	40,200円
住民税非課税Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ			15,000円

区分	自己負担額の割合	10月1日から	
		外来の自己負担限度額(個人ごと)	入院+外来の自己負担限度額(世帯ごと)
一定以上の所得のあるかた(※1)	3割	44,400円	80,100円 + (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算) ※4回目以降は44,400円
一般		12,000円	44,400円
住民税非課税Ⅱ(※2)	1割	8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ(※3)			15,000円

※1 一定以上の所得のあるかた=同一世帯に住民税課税所得が145万円以上ある老人医療受給者又は70歳以上のかたがいるかた。ただし、世帯の収入額合計によっては、申請により自己負担額の割合及び自己負担限度額が一般になる場合があります。

※2 住民税非課税Ⅱ=住民税非課税世帯のかたで、住民税非課税Ⅰ以外のかた

※3 住民税非課税Ⅰ=住民税非課税世帯で、世帯員全員の所得が0円となるかた(年金収入のみの場合は単身で80万円以下)

★高齢受給者証をお持ちのかたの場合は、同一世帯の国民健康保険加入者のみが区分判定の対象となります。



固定資産評価審査 委員会委員に 佐藤 勉氏

固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、佐藤 勉氏(左写真)が、去る9月定例会議の同意を得て再任されました。任期は9月10日から3年間で

